

取引参加者料金等に関する規則の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(J－NET取引の月額定額取手数料)</p> <p>第3条 前条第3項の規定にかかわらず、取引参加者は、J－NET取引（J－NET市場特例第2条第1号に規定するJ－NET取引をいう。以下同じ。）<u>のうち普通取引</u>に係る取手数料について、別表1に定める方式（以下「定率制」という。）に代えて月額10万円とする方式（以下「月額定額制」という。）の適用を受けることができる。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(J－NET取引の月額定額取手数料)</p> <p>第3条 前条第3項の規定にかかわらず、取引参加者は、J－NET取引（J－NET市場特例第2条第1号に規定するJ－NET取引をいう。以下同じ。）に係る取手数料について、別表1に定める方式（以下「定率制」という。）に代えて月額10万円とする方式（以下「月額定額制」という。）の適用を受けることができる。</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>付 則</p> <p>1 この規則は、平成23年10月3日から施行する。</p> <p>2 この規則施行の日（以下「施行日」という。）の前日において月額定額制の適用を受けている取引参加者については、施行日以後は改正後の第3条第1項の規定の適用を希望したものとみなす。</p>	